

○財務省告示第四百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年三月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項、第四十七条第一項及び
六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
号）
以下「振替法」という。の規
定の適用を受けるものとし、
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる
札（以下「価格競争入札」と
いう。）による発行（以下「
競争入札発行」という。）、
競争入札と同時に行われる入
札において、価格競争入札に
あつて、価格競争入札にお
き、価格競争入札において募
入

三 振替法の適用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

五

イ
方 募

ハ ロ イ
別債行争非者特国札非 入 価 法 入
参市及入価・別債発競 札格 決
加場び札格第参市行争 発競 定
者特国発競 I 加場 入 行争 の

の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行（以下「非
競争入札発行」という。）価格
競争入札発行と同時にいわゆる
であつて、財務大臣が各債市札
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下「非
」国債市場特別参加者・第 I 非
価格競争入札発行」という。）及
び価格競争入札の募入の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第 II 非価格
競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからそのうち応募額を順次割
り当てる。各申込みの応募額を
割り当てると、各債市場特別参
加者の間に於いて各申込みの
応募額の範囲を割り当てる。

十 十
イ 一
ロ 一
発

十 十
三 二

十 十
四
後 第
の 二
利 期
子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 争 価
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 三 十 年 三 月 二 十 日
額 面 金 額 に つ き 百 円 三 十 七
額 面 金 額 に つ き 百 円 三 十 七
額 面 金 額 に つ き 百 円 三 十 八

年 一 月 十 日 支 払 期
平 成 三 十 年 九 月 十 日 支 払 期
と し 次 の 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た り 支 払 期
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 期
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お い
て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 。

$$\frac{\text{償 付 金 額}}{100} \times \frac{0.1}{3}$$

十五 償還期限 平成四十年三月二十日
十六 償還金額 額面金額につき百円
十七 元利支 日本銀行
十八 払込場所 財務大臣から通知を受けた者
十九 払込期日 平成三十年三月二十日